



様式第16号 (第12条関係)

平成26年4月17日

三豊市長様

申請者 団体又は法人の所在地 三豊市仁尾町仁尾辛34番地2
団体又は法人の名称 まちづくり推進隊仁尾
代表者氏名 理事長 西山弘茂
電話番号 0875-82-5207



地域内分権推進交付金実績報告書

平成26年2月10日付け三政田第561号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 実績報告額 10,419,026 円

2 添付書類

- (1) 事業報告書 (様式第17号)
- (2) 決算監査報告書 (様式第18号)
- (3) 財産目録 (様式第19号)
- (4) 貸借対照表 (様式第20号)
- (5) 収支計算書 (様式第21号)
- (6) 全役員名簿 (様式第22号)
- (7) 事業年度末の定款又は規約
- (8) その他市長が必要と認める書類

平成25年度事業報告書
（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊仁尾

1 事業の成果

平成25年4月より本格的に活動が開始し、7月からは教育福祉部会・安心安全部会・観光部会・研修調査広報部会の4部会を立ち上げ、それぞれの分野で積極的に自主事業を展開した。また、防災訓練や講演会・イベント等を通じ、仁尾小学校・曾保小学校、仁尾地区社会福祉協議会等、各種団体と連携し、地域に根付いた活動に取り組むことができた。

2 個別事業報告書

【自主事業】

事業名	部会説明・意見交換会		
事業内容	各分野において個別・具体的に事業を展開するための部会設置説明会と会員・役員の意見交換会を行った。		
実施日時	平成25年7月19日		
実施場所	仁尾支所2階 旧執務室		
受益者	会員	従事人数	30名
決算額	収入額	0円	支出額 0円
	内訳	0円	内訳 0円

教育福祉部会

事業名	教育福祉部会の開催／教育福祉		
事業内容	歴史整理・健全育成・老人福祉に関する部会を開催した。		
実施日時	通年（毎月20日頃実施）		
実施場所	事務所／会議室		
受益者	仁尾町民	従事人数	約100名
決算額	収入額	4,320円	支出額 4,320円
	内訳 受取補助金(交付金)	4,320円	内訳 会議費(お茶代) 4,320円

事業名	仁尾くらしカレンダー発行事業／教育福祉		
事業内容	月ごとの行事予定が把握でき各種団体の連携、また市民の理解と協力・支援を図るよう学校行事・地域のイベント・まちづくり関連事項・ゴミ収集日等を1つにまとめたカレンダーを発行した。		
実施日時	平成25年9月～平成26年3月(毎月1回発行)		
実施場所	事務所		
受益者	仁尾町民	従事人数	約130名
決算額	収入額	25,487円	支出額 25,487円
	内訳 受取補助金(交付金)	25,487円	内訳 消耗品費(用紙代) 25,487円

事業名	人材バンク／教育福祉			
事業内容	町内の様々な特技や能力、豊かな知識経験を持ち、人脈も豊富である団塊の世代や高齢者、新感覚の若者が、子供たちとの体験活動・交流活動や学習支援で、子供たちと積極的に関わることを通じて、あるいは、生涯学習の講師等を務めることにより、地域の教育力の再生・向上を図るため町内に人材バンク登録用紙を配布した。			
実施日時	平成25年10月～			
実施場所	事務所			
受益者	仁尾町民	従事人数	約20名	
決算額	収入額	3,640円	支出額	3,640円
	内訳 受取補助金(交付金)	3,640円	内訳 消耗品費(用紙代)	3,640円

事業名	仁尾歴史文化資料整理事業／教育福祉			
事業内容	時代の変遷により消失しがちな町内の古い写真を収集し、パネル展・教材・観光用資料として活用し、また後世へと残せるように記録・保管整理した。			
実施日時	随時／パネル展（平成25年11月2日～4日）			
実施場所	事務所／仁尾町体育センター			
受益者	仁尾町民及び仁尾町出身者	従事人数	約60名	
決算額	収入額	44,294円	支出額	44,294円
	内訳 受取補助金(交付金)	44,294円	内訳 消耗品費(パ ^レ ル等) 印刷製本費(写真現像)	31,694円 12,600円

事業名	バス停ベンチ設置事業／教育福祉			
事業内容	コミュニティバス利用の高齢者や子供がバス乗車待ち時に安全安心に利用できるよう、またウォーキング途中の休憩等にも利用できるようバス停にベンチの設置を行った。※5台作成し依頼を受け次第、調査後順次設置した。（1台は事務所にて保管中）			
実施日時	平成25年11月22日他			
実施場所	町内バス停4カ所（門前・千代・仁尾浜・家の浦）			
受益者	仁尾町民	従事人数名	約30名	
決算額	収入額	212,620円	支出額	212,620円
	内訳 受取補助金(交付金)	212,620円	内訳 消耗品費(ベンチ・取付金具等) 207,620円 (ベンチ本体@39,375円×5台) (取付金具10,745円/4台分) 保険料	5,000円

観光部会

事業名	観光部会の開催／観光			
事業内容	観光の振興に関する部会を開催した。			
実施日時	通年（毎月第2金曜実施）			
実施場所	事務所／会議室			
受益者	仁尾町民	従事人数	約110名	
決算額	収入額	15,120円	支出額	15,120円
	内訳 受取補助金(交付金)	15,120円	内訳 会議費(お茶代)	15,120円

事業名	鳶島再生事業／観光			
事業内容	鳶島の全遊歩道及び展望台・休憩所を調査し景観確保の為、雑木の剪定・遊歩道の整備を行った。			
実施日時	平成25年6月1日、23日、7月15日			
実施場所	鳶島			
受益者	仁尾町民・観光客	従事人数	約30名	
決算額	収入額	30,625円	支出額	30,625円
	内訳 受取補助金(交付金)	30,625円	内訳 旅費交通費(渡船代)	11,440円
			消耗品費(工具代)	3,215円
			保険料	4,900円
			食糧費(お茶代)	11,070円

事業名	鳶島探検イベント開催／観光			
事業内容	鳶島の良さを再認識すると共に親子間また町民同士の親睦を深めるため、町内の子どもと鳶島でイベントを行った。 ※台風による延期の為、シーカヤック体験から鳶島散策へ内容が変更となった。			
実施日時	平成25年8月26日 ※当初25日(日)を予定していたが台風の為延期となった。			
実施場所	鳶島			
受益者	仁尾町民	18名	従事人数	約6名
決算額	収入額	43,484円	支出額	43,484円
	内訳 受取補助金(交付金)	43,484円	内訳 旅費交通費(渡船代)	6,280円
			消耗品費	4,984円
			食糧費	9,720円
			保険料	11,500円
			賃借料	4,000円
			業務委託料	7,000円

事業名	鳶島大鳥居塗装修復事業／観光			
事業内容	鳶島の印象を深め観光客の動員につなげるよう鳶島のシンボルとも言える大鳥居の塗装を行った。			
実施日時	平成25年9月9日～11日			
実施場所	鳶島			
受益者	仁尾町民・観光客	従事人数	約10名	
決算額	収入額	232,620円	支出額	232,620円
	内訳 受取補助金(交付金)	232,620円	内訳 業務委託費	227,220円
			旅費交通費(渡船代)	2,400円
			保険料	3,000円

事業名	オリジナルユニホーム作製事業／観光			
事業内容	団体の連帯感・一体感を高めると共にまちづくり推進隊仁尾のアピールを兼ね、オリジナルデザインの活動用ポロシャツを作成した。			
実施日時	平成25年9月			
実施場所	事務所			
受益者	会員	従事人数	約20名	
決算額	収入額	111,000円	支出額	111,000円
	内訳 受取補助金(交付金)	111,000円	内訳 消耗品費(ポロシャツ)	111,000円
			(@2,220円×50枚)	

事業名	鳶島案内板・チラシ作製事業／観光			
事業内容	劣化・老朽化の著しい鳶島への観光案内看板や渡船場付近の島内案内マップ・案内チラシを一新する為、デザインを普通寺第一高校デザイン科へ依頼し作成・設置した。			
実施日時	平成25年10月～			
実施場所	鳶島、渡船場、仁尾港内磯菜天満宮付近他			
受益者	仁尾町民・観光客	従事人数	約20名	
決算額	収入額	1,108,795円	支出額	1,108,795円
	内訳 受取補助金(交付金)	1,108,795円	内訳 構築物(看板8ヶ所)	855,750円
			消耗品費(工具等)	190,888円
			印刷製本費(チラシ)	59,997円
			食糧費(お茶代)	2,160円

事業名	仁尾のまちなみ紹介事業／観光			
事業内容	町内の喫茶店・食事処・神社仏閣・景観スポットや仁尾で獲れる魚の旬の時期や料理の紹介、また農産物や花などを町民に紹介をするための取材活動を行った。			
実施日時	平成26年1月～			
実施場所	町内各箇所			
受益者	仁尾町民・観光客	従事人数	約15名	
決算額	収入額	0円	支出額	0円
	内訳	0円	内訳	0円

安心安全部会

事業名	安心安全部会の開催／安心安全			
事業内容	防災・防犯・交通安全・環境整備に関する部会を開催した。			
実施日時	通年（毎月第3火曜実施）			
実施場所	事務所／会議室			
受益者	仁尾町民	従事人数	約50名	
決算額	収入額	8,640円	支出額	8,640円
	内訳 受取補助金(交付金)	8,640円	内訳 会議費(お茶代)	8,640円

事業名	自主防災組織立上げ支援事業／安心安全			
事業内容	自主防災組織ができていない自治会について、組織作りを支援し町内全体の防災意識の向上・防災力の強化を図った。			
実施日時	平成25年8月末～			
実施場所	事務所			
受益者	仁尾町民	従事人数	約10名	
決算額	収入額	0円	支出額	0円
	内訳	0円	内訳	0円

事業名	防災活動用ヘルメット・ジャンパー作製事業／安心安全			
事業内容	防災訓練等の活動時に使用するヘルメット・ジャンパーを作製し、各種団体へ貸出を行った。			
実施日時	平成25年9月			
実施場所	事務所			
受益者	会員	従事人数	約20名	
決算額	収入額	283,500円	支出額	283,500円
	内訳 受取補助金(交付金)	283,500円	内訳 消耗品費(ヘルメット) (@2,725円×40個)	109,000円
			消耗品費(ジャンパー) (@3,490円×50枚)	174,500円

事業名	地域防災訓練支援事業／安心安全			
事業内容	平成25年度で3回目となる仁尾小学校・曾保小学校地域防災訓練について、毎年支援を受けている丸亀市川西地区自主防災組織に対し機具借損・運搬等の謝礼を行った。また町内で不足している防災機器を購入し、各種団体へ訓練時に貸出を行った。 ※当初3月に実施予定だった防災訓練は諸事情で延期したが、4月実施にむけ必要防災用品を購入、準備を進めている。			
実施日時	仁尾小学校 平成25年10月30日／曾保小学校 平成25年11月2日			
実施場所	町内／仁尾小学校・曾保小学校			
受益者	仁尾町民	810名	従事人数	約40名
決算額	収入額	285,224円	支出額	285,224円
	内訳 受取補助金(交付金)	285,224円	内訳 諸謝金(講師謝金)	50,000円
			消耗品費(トイ缶等)	234,384円
			支払手数料	840円

事業名	救急救命講習会開催／安心安全			
事業内容	町民向け救急救命講習入門講座を開催した。			
実施日時	平成26年1月27日			
実施場所	仁尾町老人福祉センター			
受益者	仁尾町民	60名	従事人数	約10名
決算額	収入額	4,320円	支出額	4,320円
	内訳 受取補助金(交付金)	4,320円	内訳 食糧費(お茶代)	4,320円

事業名	防災士資格取得補助事業／安心安全		
事業内容	仁尾地区の地域防災力強化を目的とし、町民に対し防災士資格取得の補助を行った。		
実施日時	平成26年1月～		
実施場所	事務所		
受益者	仁尾町民	従事人数	約15名
決算額	収入額	112,000円	支出額 112,000円
	内訳 受取補助金(交付金)	112,000円	内訳 支払助成金 112,000円 (講習免除対象者4名×8,000円) (一般講習対象者8名×10,000円)

事業名	火災警報器普及促進事業／安心安全		
事業内容	町内の多くの住宅において火災警報器が設置されていない状況を踏まえ、万が一の火災から人命や財産を守るため、高齢者住宅への普及促進を図った。		
実施日時	平成26年2月～		
実施場所	仁尾町内(75歳以上世帯)		
受益者	仁尾町民	59世帯	従事人数 約20名
決算額	収入額	154,976円	支出額 154,976円
	内訳 受取補助金(交付金)	154,976円	内訳 消耗品(41ヶ) 63,550円 支払助成金 59,000円 消耗品費(工具等) 27,945円 支払手数料 840円 消耗品費(用紙代) 3,641円

研修調査広報部会

事業名	ホームページ・ロゴマーク作成事業／研修調査広報		
事業内容	ホームページを通し推進隊の概要や活動を町民・対外へ発信、またロゴマークを作成することにより、まちづくり推進隊仁尾のイメージを印象付け、団体の連帯感を高めた。		
実施日時	平成25年6月～		
実施場所	事務所		
受益者	仁尾町民	従事人数	20名
決算額	収入額	438,000円	支出額 438,000円
	内訳 受取補助金(交付金)	438,000円	内訳 業務委託費 438,000円

事業名	自治会に関するアンケート調査実施／研修調査広報			
事業内容	自治会に関する現状とまちづくり活動の課題把握の為、アンケート調査を49自治会に向け行った。			
実施日時	平成25年8月			
実施場所	事務所			
受益者	仁尾町民	従事人数	約50名	
決算額	収入額	4,000円	支出額	4,000円
	内訳 受取補助金(交付金)	4,000円	内訳 通信運搬費	4,000円

事業名	推進隊だより発行事業／研修調査広報			
事業内容	まちづくり推進隊仁尾の活動内容や周知事項をまとめた広報紙を発行した。			
実施日時	平成25年9月～ 3回発行(平成25年9月・平成26年1月・4月)			
実施場所	事務所			
受益者	仁尾町民	従事人数	約20名	
決算額	収入額	0円	支出額	0円
	内訳 受取補助金	0円	内訳	0円

事業名	まちづくり研修参加事業／研修調査広報			
事業内容	地区衛生組織連合会仁尾支部及び自治会連合会仁尾支部視察研修に同行した。			
実施日時	地区衛生 平成25年10月24日 /自治会連合会 平成25年11月6日			
実施場所	地区衛生 高瀬荘・(株)エコマスター他/自治会連合会 兵庫県広域防災センター他			
受益者	会員	従事人数	6名	
決算額	収入額	9,375円	支出額	9,375円
	内訳 受取補助金(交付金)	9,375円	内訳 研修費	9,375円

事業名	まちづくり研修参加事業／研修調査広報			
事業内容	三重県津市で開催された全国校区・小地域福祉活動サミットに参加し、住民が行う地域での活動事例を学び、まちづくりに関しての理解を深めた。また伊勢市で活動しているNPO法人伊勢河崎まちづくり衆にて視察研修を行った。			
実施日時	平成25年11月28日～29日			
実施場所	三重県津市・伊勢市			
受益者	会員	従事人数	6名	
決算額	収入額	207,860円	支出額	207,860円
	内訳 受取補助金(交付金)	207,860円	内訳 研修費	26,200円
			旅費交通費	181,030円
			支払手数料	630円

事業名	光と音の響宴（イベント）開催／研修調査広報			
事業内容	町内でのイベントの少ない冬季に町民全体が参加できる芸能発表の場を設け、交流の機会をつくるとともに防災訓練を兼ねた炊出し活動をし、町民相互の繋がりを深めた。またイルミネーションを飾り明るく華やかな演出をすることにより賑わいに寄与した。			
実施日時	平成26年2月15日			
実施場所	仁尾支所周辺・仁尾町体育センター			
受益者	仁尾町民	500人	従事人数	約70名
決算額	収入額	295,733円	支出額	295,733円
	内訳 受取補助金(交付金)	295,733円	内訳 消耗品費	208,953円
			諸謝金	81,780円
			保険料	5,000円

事業名	子育て支援講演会開催／研修調査広報			
事業内容	仁尾町では、これまで同じところで活動してきた児童館と放課後児童クラブが、平成26年度より分かれることになり、地域住民が一体となった子育てが必要となる。そのための子育て支援に関する講演会を仁尾地区社会福祉協議会との共催で開催した。			
実施日時	平成26年3月5日			
実施場所	仁尾町文化会館			
受益者	仁尾町民	200人	従事人数	約50名
決算額	収入額	33,411円	支出額	33,411円
	内訳 受取補助金(交付金)	33,411円	内訳 諸謝金	33,411円

移譲業務

事業名	自治会連合会仁尾支部 事務局		
事業内容	総会・役員会の開催、各自治会への連絡・調整等、視察研修の手配等を行った。 ※自治会連合会仁尾支部（別会計）として事業を実施した。@5,000円×49自治会		
実施日時	通年		
実施場所	事務局		
受益者	仁尾町民	従事人数	事務局
決算額	収入額	245,000円	支出額 245,000円
	内訳 受取補助金(交付金)	245,000円	内訳 支払助成金 245,000円

事業名	地区衛生組織連合会仁尾支部 事務局		
事業内容	総会・理事会の開催、地区衛生事業・環境美化事業に対して清掃道具貸出し・補助金支払等業務、地区衛生委員への連絡・調整等、視察研修の手配、ダンボールコンポスト受付、河川愛護活動補助業務を行った。 ※地区衛生組織連合会仁尾支部（別会計）として事業を実施した。		
実施日時	通年		
実施場所	事務局		
受益者	仁尾町民	従事人数	事務局
決算額	収入額	0円	支出額 0円
	内訳 (別途地区衛生交付金)	0円	内訳 0円

事業名	防犯灯管理業務		
事業内容	仁尾町内の既存の防犯灯の管球交換及び修繕を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	事務局		
受益者	仁尾町民	従事人数	事務局
決算額	収入額	380,944円	支出額 380,944円
	内訳 受取補助金(交付金)	380,944円	内訳 修繕費 380,944円

事業名	公共施設消耗品補充業務		
事業内容	福祉センター・健康会館・しおがまの消耗品の補充や軽微な修繕を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	事務局		
受益者	仁尾町民	従事人数	事務局
決算額	収入額	80,775円	支出額 80,775円
	内訳 受取補助金(交付金)	80,775円	内訳 消耗品費 34,785円 修繕費 45,990円

事業名	交通安全業務			
事業内容	町民の交通安全意識向上のため、交通安全週間に街頭キャンペーンを実施した。			
実施日時	通年			
実施場所	事務所／仁尾支所前交差点			
受益者	仁尾町民	従事人数	約100名	
決算額	収入額	9,360円	支出額	9,360円
	内訳 受取補助金(交付金)	9,360円	内訳 食糧費(お茶代)	9,360円

事業名	グリーンパトロール隊業務			
事業内容	広報車・携帯電話・ジャケット・日誌・名簿等の管理、不審者情報の連絡を行った。			
実施日時	通年			
実施場所	事務所			
受益者	仁尾町民	従事人数	約50名	
決算額	収入額	0円	支出額	0円
	内訳	0円	内訳	0円

事業名	広報配布仕分け業務			
事業内容	毎月末、自治会別配布物の仕分けを行った。			
実施日時	通年			
実施場所	事務所			
受益者	仁尾町民	従事人数	事務局	
決算額	収入額	0円	支出額	0円
	内訳	0円	内訳	0円

受託業務

事業名	竜まつり実行委員会からの受託事務業務		
事業内容	竜まつり開催に関する経理業務・庶務を行った。		
実施日時	平成25年7月3日～平成26年度総会まで		
実施場所	事務所		
受益者	仁尾町民	従事人数	事務局

3 総会、代議員会、理事会等の開催状況

会 議 名	通常総会		
開 催 日 時	平成 25 年 4 月 19 日 19 時 00 分～20 時 00 分	出席状況	31 人(委任状 9 名)
審 議 及 び 議 決 内 容	平成 24 年度事業報告及び収支決算報告について 平成 24 年度会計監査報告について 平成 25 年度事業計画(案)及び収支予算(案)について		

会 議 名	第 5 回理事会		
開 催 日 時	平成 25 年 4 月 11 日 19 時 00 分～21 時 30 分	出席状況	10 人(内監事 2 人)
審 議 及 び 議 決 内 容	平成 25 年度活動提案について ロゴマークについて		

会 議 名	第 6 回理事会		
開 催 日 時	平成 25 年 5 月 7 日 19 時 00 分～21 時 30 分	出席状況	10 人(内監事 2 人)
審 議 及 び 議 決 内 容	平成 25 年度活動提案について		

会 議 名	第 7 回理事会		
開 催 日 時	平成 25 年 6 月 10 日 19 時 00 分～21 時 15 分	出席状況	11 人(内監事 2 人)
審 議 及 び 議 決 内 容	竜まつり実行委員会からの事務委託について		

会 議 名	第 8 回理事会		
開 催 日 時	平成 25 年 8 月 23 日 19 時 00 分～21 時 00 分	出席状況	11 人(内監事 2 人)
審 議 及 び 議 決 内 容	各部会の予算承認について		

会 議 名	第 9 回理事会		
開 催 日 時	平成 25 年 9 月 30 日 19 時 00 分～21 時 50 分	出席状況	11 人(内監事 2 人)
審 議 及 び 議 決 内 容	各部会の自主事業経過報告について 各部会の予算承認について		

会 議 名	第 10 回理事会		
開 催 日 時	平成 25 年 10 月 31 日 19 時 00 分～21 時 30 分	出席状況	12 人(内監事 2 人)
審 議 及 び 議 決 内 容	各部会の自主事業経過報告について 各部会の予算承認について		

会 議 名	第 11 回理事会		
開 催 日 時	平成 25 年 12 月 9 日 19 時 00 分～22 時 00 分	出席状況	11 人(内監事 2 人)
審 議 及 び 議 決 内 容	各部会の自主事業経過報告について 各部会の予算承認について		

会 議 名	第 12 回理事会		
開 催 日 時	平成 26 年 1 月 29 日 19 時 00 分～21 時 50 分	出席状況	12 人(内監事 2 人)
審 議 及 び 議 決 内 容	各部会の自主事業経過報告について 各部会の予算承認について 平成 25 年度事業計画・予算補正について 鳶島指定管理・鳶島渡船運航委託について		

会 議 名	第 13 回理事会		
開 催 日 時	平成 26 年 2 月 24 日 19 時 00 分～21 時 40 分	出席状況	11 人(内監事 1 人)
審 議 及 び 議 決 内 容	各部会の自主事業経過報告について 各部会の予算承認について 平成 26 年度自主事業計画予算案について		

会 議 名	第 14 回理事会		
開 催 日 時	平成 26 年 3 月 18 日 19 時 00 分～21 時 00 分	出席状況	11 人(内監事 2 人)
審 議 及 び 議 決 内 容	平成 26 年度自主事業計画予算案について		

会 議 名	第 1 回役員会		
開 催 日 時	平成 25 年 5 月 23 日 19 時 00 分～21 時 50 分	出席状況	12 人(内監事 2 人)
審 議 及 び 議 決 内 容	各部会の自主事業経過報告について 各部会の予算について		

会 議 名	第 2 回役員会		
開 催 日 時	平成 25 年 7 月 1 日 19 時 00 分～21 時 30 分	出席状況	9 人 (内監事 2 人)
審 議 及 び 議 決 内 容	各部会の自主事業経過報告について 各部会の予算について		

会 議 名	第 3 回役員会		
開 催 日 時	平成 25 年 12 月 16 日 19 時 00 分～21 時 00 分	出席状況	12 人(内監事 2 人)
審 議 及 び 議 決 内 容	イルミネーションイベントについて		

第3号議案

様式第18号(第12条関係)

決算監査報告書

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊仁尾
代表者氏名 理事長 西山 弘茂 様

平成25年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び会計諸帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

平成26年4月2日

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊仁尾

監事 鴨田 裕彦 

監事 藤田 京子 

この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。

平成26年4月17日

団体又は法人の所在地 三豊市仁尾町仁尾辛34番地2

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊仁尾

代表者氏名 理事長 西山 弘茂



決算報告書

第 2 期

自 平成25年 4月 1日

至 平成26年 3月31日

まちづくり推進隊仁尾



香川県三豊市仁尾町仁尾辛3 4番地2

財 産 目 録

まちづくり推進隊仁尾
全事業所

[税込] (単位:円)
平成26年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

小口 現金 30,000

普通 預金 1,569,796

現金・預金 計 1,599,796

(棚卸資産)

消 耗 品 63,550

棚卸資産 計 63,550

流動資産合計 1,663,346

【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物 958,109

機械及び装置 390,975

什器 備品 57,173

有形固定資産 計 1,406,257

固定資産合計 1,406,257

資産の部 合計 3,069,603

《負債の部》

【流動負債】

前受交付金 1,580,974

預り金 (源泉所得税) 18,460

流動負債 計 1,599,434

負債の部 合計 1,599,434

正味財産 1,470,169

貸借対照表

まちづくり推進隊仁尾
全事業所

[税込] (単位: 円)
平成26年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受交付金	1,580,974
小口 現金	30,000	預り金 (源泉所得税)	18,460
普通 預金	1,569,796	流動負債 計	1,599,434
現金・預金 計	1,599,796	負債の部合計	1,599,434
(棚卸資産)		正 味 財 産 の 部	
消 耗 品	63,550	【正味財産】	
棚卸資産 計	63,550	前期繰越正味財産額	593,853
流動資産合計	1,663,346	当期正味財産増減額	876,316
【固定資産】		正味財産 計	1,470,169
(有形固定資産)		正味財産の部合計	1,470,169
構 築 物	958,109		
機械及び装置	390,975		
什器 備品	57,173		
有形固定資産 計	1,406,257		
固定資産合計	1,406,257		
資産の部合計	3,069,603	負債・正味財産の部合計	3,069,603

損益計算書

まちづくり推進隊仁尾
全事業所

[税込] (単位:円)

自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取補助金 10,419,026

【事業収益】

受託事業収益 300,000

【その他収益】

受取利息 361

経常収益 計

10,719,387

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計 0

(その他経費)

業務委託費 672,220

諸謝金 165,191

印刷製本費(事業) 72,597

会議費(事業) 28,080

旅費交通費(事業) 201,150

通信運搬費(事業) 4,000

消耗品費(事業) 1,371,736

食糧費(事業) 36,630

修繕費(事業) 426,934

賃借料(事業) 4,000

保険料(事業) 29,400

研修費 35,575

支払手数料(事業) 2,310

支払助成金 416,000

その他経費計 3,465,823

事業費 計

3,465,823

【管理費】

(人件費)

給料手当 4,530,397

法定福利費 646,243

福利厚生費 6,093

人件費計 5,182,733

(その他経費)

印刷製本費 81,958

会議費 47,969

旅費交通費 6,800

車両費 25,110

車両燃料費 27,541

通信運搬費 247,981

消耗品費 357,586

新聞図書費 26,805

減価償却費 154,155

保険料 132,610

損益計算書

まちづくり推進隊仁尾
全事業所

[税込] (単位:円)

自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日

リース料	85,680	
租税公課	200	
支払手数料	120	
その他経費計	<u>1,194,515</u>	
管理費計		<u>6,377,248</u>
経常費用計		<u>9,843,071</u>
当期経常増減額		876,316
【経常外収益】		
経常外収益計		0
【経常外費用】		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		876,316
経理区分振替額		<u>0</u>
当期正味財産増減額		876,316
前期繰越正味財産額		<u>593,853</u>
次期繰越正味財産額		<u><u>1,470,169</u></u>

全役員名簿
 （平成25年4月1日～平成26年3月31日）

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊仁尾

役名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	西山 弘茂	仁尾町仁尾丁 506番地2	平成25年4月1日 ～平成26年3月31日	無
副理事長	喜田 信吾	仁尾町仁尾戊 761番地	平成25年4月1日 ～平成26年3月31日	無
副理事長	森 一恵	仁尾町仁尾丙 930番地4	平成25年4月1日 ～平成26年3月31日	無
理事	石井 章代	仁尾町仁尾辛 25番地7	平成25年4月1日 ～平成26年3月31日	無
理事	岡田 龍宗	仁尾町家の浦 306番地1	平成25年4月1日 ～平成26年3月31日	無
理事	河田 裕二	仁尾町仁尾己 485番地4	平成25年4月1日 ～平成26年3月31日	無
理事	小山 雅司	仁尾町仁尾丁 262番地	平成25年4月1日 ～平成26年3月31日	無
理事	中村 和良	仁尾町仁尾己 1406番地46	平成25年4月1日 ～平成26年3月31日	無
理事	吉田 誉範	仁尾町仁尾甲 154番地1	平成25年4月1日 ～平成26年3月31日	無
理事	渡邊 究	仁尾町仁尾丙 961番地1	平成25年4月1日 ～平成26年3月31日	無
監事	鴨田 猛彦	仁尾町仁尾甲 154番地3	平成25年4月1日 ～平成26年3月31日	無
監事	藤田 京子	仁尾町仁尾丁 1177番地3	平成25年4月1日 ～平成26年3月31日	無

まちづくり推進隊仁尾 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、まちづくり推進隊仁尾と称する。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を香川県三豊市仁尾町仁尾辛 34 番地 2 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい仁尾町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(要件)

第5条 この団体の会員は、次の2種とする。

- (1) 一般会員 香川県三豊市仁尾町に居住し、第3条の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 賛助会員 第3条に規定する目的に賛同して入会した、香川県三豊市仁尾町外に在住する個人、又は団体若しくは法人
- 2 一般会員は、総会に出席し、第21条各号に掲げる事項について議決する権利を有する。

(入会)

第6条 この団体の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第7条 入会金及び年会費は無料とする。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条に規定する退会届の提出をしたとき。

- (2) 第10条の規定により除名されたとき。
 - (3) 本人が死亡したとき。
 - (4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。
- 2 第5条第1項第1号に規定する一般会員が香川県三豊市仁尾町に居住しなくなったときは、一般会員としての資格を喪失する。ただし、引き続き同条第1項第2号に規定する賛助会員としての資格は有するものとする。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第11条 この団体に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上10人以内
 - (2) 監事2人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第12条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 監事は、理事又はこの団体の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。
- 4 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この団体の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しく

は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事長及び副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 前3項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸張する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 理事長、副理事長及び監事は、報酬を受けることができる。

役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第18条 この団体に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この団体と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第19条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 団体の解散

(3) 第40条第2項に規定する事業年度当初における事業計画及び収支予算の承認

(4) 第44条第1項に規定する事業報告及び収支決算の承認

(5) 理事の選任又は解任

- (6) 監事の選任又は解任
- (7) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項
(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 一般会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、一般会員総数の2分の1以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の2分の1以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各一般会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前2項の規定により表決した一般会員は、第25条、前条第2項、次条第1項第2号及び第46条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることはできない。



(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者があるときは、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第 30 条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 理事及び監事の職務及び報酬
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 13 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

4 前項の規定に関わらず理事全員の同意があるときは、理事長は、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。



第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 寄附金品

(3) 財産から生じる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第38条 この団体の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 39 条 この団体の会計は、次の各号に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとする。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画及び予算)

第 40 条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 41 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 42 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 43 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この団体の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 46 条 この団体が規約を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の過半数による議決を経なければならない。

(解散)

第 47 条 この団体は、総会の決議により解散する。

2 前項の規定により、この団体が解散するときは、一般会員総数の過半数による議決を経なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第48条 この団体の活動区域は、香川県三豊市仁尾町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 雑則

(雑則)

第49条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。


附 則

- 1 この規約は、この団体の成立の日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の役員は、第12条の規定に関わらず、設立総会において選任する。
- 3 この団体の設立当初の役員の任期は、第14条の規定に関わらず、平成27年度通常総会開催日までとする。
- 4 この団体の設立初年度の通常総会は、第22条の規定に関わらず、設立総会を通常総会とみなす。
- 5 この団体の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第40条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この団体の設立当初の事業年度は、第45条の規定に関わらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。

これは規約に相違ありません。

平成26年4月17日

団体又は法人の所在地 三豊市仁尾町仁尾辛34番地2

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊仁尾 

代表者氏名 理事長 西山 弘茂 